

## 平成29年度 第23回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年3月14日(水) 午前10時35分から10時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 三 出席者

- |         |      |      |         |      |  |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 上田博久 |         |      |  |
|         | 委員   | 中原都  |         |      |  |
|         | 委員   | 小松哲也 |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久  |  |
|         | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長      | 富山哲明 |  |
|         | 係長   | 湯ノ口修 | 係長      | 足立陽子 |  |
|         | 係長   | 古川真史 |         |      |  |
| 3 傍聴者   |      | なし   |         |      |  |

### 四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考について
- 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(学芸員)
- 議案第3号 解雇予告の除外認定について
- 議案第4号 解雇予告の除外認定について

### 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号、第3号及び第4号は非公開、議案第2号は公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認(学芸員)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

- 1 申請のあった職  
学芸員(美術担当)
- 2 採用予定者数  
1名
- 3 採用予定日  
平成30年7月1日
- 4 申請理由

上記の職について県立博物館美術振興課で、美術担当の学芸員が3月31日付けで1名退職し欠員となる。

通常業務（美術に関する資料の調査研究）に加え、県立美術館整備に向けた業務を積極的に進める必要があるため、早期に欠員を解消する必要がある。

また、今回採用する職員は、美術及び美術史についての専門的な知識と研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考することとしたい。

なお、このような能力を有する者は、大学新卒者以外にも大学院や博物館などの研究施設において、非常勤職員などの身分で研究活動に取り組んでいる者が多数おり、年度中途の募集でも十分に人材が確保できるものと見込まれる。

## 5 選定方法

教育委員会において選考試験を実施。

### (1) 試験内容

#### ア 第1次試験

- ・論文審査：これまでの研究業績等に関する論文審査

#### イ 第2次試験

- ・論文試験：博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

### (2) 受験資格

ア 昭和53年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）

イ 大学において、美術又は美術史学を専攻し、卒業（修了）した人

ウ 博物館法に規定する学芸員資格を有する人又は平成30年6月30日までに取得する見込みの人

## 6 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

### ◇議案第3号

解雇予告の除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第4号

解雇予告の除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 六 次回人事委員会の開催

平成30年3月27日（火）午後3時から開催することとした。